

(仮称) 次世代交流センター建設事業  
(設計・施工一括発注方式)  
要求水準書

令和8年5月  
日進市

## 目次

### 第1 基本的事項

1 要求水準書について	3
2 基本構想・基本計画について	3
3 本事業の基本的な考え方	3
4 本事業の概要	4
5 本事業の業務範囲	5

### 第2 施設の要求水準

1 施設内容及び施設計画	8
2 構造計画	10
3 設備計画	10
4 その他の計画	14

### 第3 業務実施及び工事施工に係る要求水準

1 共通的事項	16
2 設計業務に関する要求水準	19
3 工事監理業務に関する要求水準	20
4 施工業務に関する要求水準	20
5 その他業務	25

添付1 施設内容 諸室計画と計画要件

添付2 設計段階役割分担表

添付3 施工段階役割分担表

添付4 基本設計業務に係る成果品

添付5 実施設計業務に係る成果品

添付6 工事監理業務に係る成果品

添付7 施工業務に係る成果品

添付8 請負者が提出する書類

## 第1 基本的事項

### 1 要求水準書について

#### (1) 要求水準書の位置付け

本要求水準書は、日進市（以下「市」という。）が（仮称）次世代交流センター建設事業（以下「本事業」という。）を実施するに当たって、設計・施工一括発注方式で選定する設計・施工者（以下「請負者」という。）に要求する、設計業務、工事監理業務、施工業務に関する水準を示すものであり、本事業に係る技術提案に適用する。

要求水準は、市が本事業に求める機能や性能の最低基準を規定するものであり、受注者が要求水準以上の提案を行うことを妨げるものではない。

提案内容は、要求水準と同等以上の性能を有することを条件に、設計業務の過程において協議を行い、具体的な仕様として確定させるものとする。

#### (2) 要求水準書の変更

市は、本事業の期間中に、以下の理由により、本要求水準書の見直し及び変更を行うことがある。

##### ア 変更事由

- ・法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- ・災害、事故等により特別な業務内容が必要なとき、又は業務内容を著しく変更したとき。
- ・市の事由により業務内容の変更が必要なとき。
- ・その他、業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

##### イ 変更手続き

要求水準の見直しに当たって、市は事前に請負者に連絡する。要求水準の変更に伴い、市と請負者は、日進市公共工事請負契約約款（設計・施工一括）（以下「契約約款」という。）に基づき、必要な契約変更、支払額の変更を行うものとする。

### 2 基本構想・基本計画について

市は、日進市庁舎建替基本構想及び庁舎建替基本計画（以下「基本計画等」という。）を検討していく中で、（仮称）次世代交流センターの整備を決定している。本事業に当たっては、基本計画等の内容を考慮し実施するものとする。なお、基本計画等は検討段階のものであり、要求水準を満たす事業者の提案よりも優先されるものではない。

### 3 本事業の基本的な考え方

市役所敷地には、1962年（昭和37年）に建設された北庁舎があり、現在で64年が経過している。耐用年数を超え、施設や設備機器の老朽化に加え、エレベーターの不設置等のユニバーサルデザインへの配慮不足など、多くの問題が生じており、庁舎建替が喫緊の課題となっている。

一方で、令和7年度には、いずれ到来する人口減少に備え、施設保有量の適正化や維持管理の効率化を図りつつ、サービスの質に着目し市民ニーズと時代に合った施設再編を目指すために、公共施設再編計画を策定し、市役所の周辺に立地している近隣公共施設との機能の複合化等についても検討することとしている。

基本計画等の策定の際に実施した市民意識調査等においては、新庁舎が気軽に相談できる窓口を整備するとともに、人が集まる親しみやすい場となるように、あらゆる世代の市民、市民団体、大学、企業等が交流することで、地域共創を促進するための多目的スペース等を設けることが望まれている。

さらに基本計画では、庁舎と保健センターを複合し、子育て部門がより連携しやすい環境を整えることで、子育てしやすく市民に優しい、住み続けたくなるまちの庁舎として整備するものとしており、より良い市民サービスの向上を目指している。

本事業は、こうした背景を踏まえ、北庁舎の建替えに合わせて、（仮称）次世代交流センターをはじめ、保健センター、庁舎機能を兼ね備えた施設を建設するものであり、整備にあたっては、イニシャルコストを含むコストの低減、工期短縮を図ること、民間のデザイン力のある設計及び優れた施工技術を期待するとともに、（仮称）次世代交流センター部分については「新しい地方経済・生活環境創生交付金」等の活用を図るため、3か年で整備する必要があることから、設計（基本、実施）・施工一括発注方式により実施するものである。

## 4 本事業の概要

### （1）整備対象施設の要件

本事業において新たに設計・施工する施設は、以下のとおりとする。

#### ア 計画地

計画地は市役所敷地であり、本事業における施設は南庁舎を解体し、本庁舎南側の駐車場に建設するものとする。本庁舎、南庁舎等（敷地内インフラ、アスベスト調査等を含む）については別途資料の貸出を行う。

建設予定地	日進市蟹甲町池下268番地
地目	宅地、田
敷地面積	10,622㎡
接道	北側 市道 幅員10.6～12.1m 法42条1項1号道路 西側 市道 幅員4.7～6.9m 法42条1項1号道路 東側 市道 幅員8.5～9.6m 法42条1項1号道路 ※南側は用悪水路筆を挟んで市道あり。
用途地域	市街化調整区域
防火指定	指定なし 法22条区域

許容建蔽率	60%
許容容積率	200%
日影規制	対象建物：高さ > 10m 測定面：平均地盤面からの高さ 4m 規制内容：敷地境界線から5m-4時間 10m-2.5時間
道路斜線制限 (建法56条)	勾配：1.5 水平距離：20m
隣地斜線制限 (建法56条)	立上：31m 勾配：2.5
北側斜線制限 (建法56条)	適用なし
絶対高さ制限 (建法55条)	適用なし
垂直積雪量	35cm
地表面粗度区分	III
風力係数	$V_0=32\text{m}/\text{秒}$
地域係数Z	1.0

#### イ (仮称) 次世代交流センターの整備内容

(仮称) 次世代交流センターの整備内容は、以下のとおりである。

構造	重量鉄骨造
階数	原則2階建て
延床面積	約3,000㎡

#### ウ 事業スケジュール

- (1) 基本・実施設計完了 令和9年3月末日を目安  
(概算工事費の算出を含む)
- (2) 南庁舎等解体 令和9年4月から新施設建設工事着手まで
- (3) 工事完成・引渡し 令和11年3月9日を遵守

※ なお、本事業は(仮称)次世代交流センター部分においては「新しい地方経済・生活環境創生交付金」の活用を想定しており、令和10年度中に完成することが条件となる。

#### 5 本事業の業務範囲

## (1) 業務内容

- ア 設計業務（基本設計・実施設計・積算業務）
- イ 申請業務等（各種申請手続き業務（各種手数料含む）及びその関連業務（確認申請、構造適合性判定、都市計画法、建築物省エネ法、愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例、ZEB READY相当の認証取得等、各種申請の変更手続き業務（各種手数料含む）、その他、電気、電話、ガス、上下水道等インフラに関する協議）
- ウ 工事監理業務（工事監理に係るその他業務含む）
- エ 施工業務（必要な事前調査、各種申請手続き業務、竣工資料等の作成含む）
  - ① 建築工事（昇降機含む）
  - ② 電気設備工事
  - ③ 機械設備工事
  - ④ 外構工事（本庁舎との来庁者の動線上雨除け工事も対象とする。）
  - ⑤ 南庁舎解体工事

## (2) 対象業務

本事業の対象業務は、次表の●が記載されている業務とする。

	対象施設	基本設計業務	実施設計業務	申請業務等	施工業務	工事監理業務
Step1	本庁舎浄化槽撤去 (ポンプ室含む)	●	●	不要	●	●
	南庁舎解体 (浄化槽含む)	●	●	●※1	●	●
Step2	(仮称)次世代交流センター 整備	●	●	●	●	●
	(仮称)次世代交流センター 周囲外構	●	●	●	●	●
Step3	本庁舎改修	※2	※2	不要	※2	※2
	北庁舎解体	別途	別途	別途	別途	別途
	北庁舎解体後の外構	別途	別途	不要	別途	別途

※1 建築物除却届及び浄化槽使用廃止届出書の提出業務

※2 (仮称)次世代交流センター建設工事に伴う関連工事（本庁舎で消防・空調・緊急通報等の緊急事態確認を可能とする改修等）は対象とする。また、電話交換設備やネットワーク等構築において、本庁舎との連携工事も対象とする。

【対象外業務一覧】

- ・解体施設のアスベスト事前調査
- ・地質調査
- ・敷地測量業務
- ・ネットワーク等構築業務及び施工業務（ただし、配管配線業務は本事業対象内）
- ・電話交換設備設置業務（ただし、配管配線業務は本事業対象内）
- ・機械警備設備設置業務
- ・防犯カメラ設備設置業務
- ・電子ロック設備設置業務
- ・什器・備品発注業務

## 第2 施設の要求水準

### 1 施設内容及び施設計画

#### (1) 建物の構成

- ア 建物は、(仮称)次世代交流センター機能を1フロア(約1500㎡程度)、保健センター機能と市役所機能を原則1フロアとして、1棟、原則2階建てにて構成する。
- イ (仮称)次世代交流センター機能は土日祝及び保健センターと市役所機能の開庁時間外も開放する可能性があり、保健センター機能と市役所機能は平日のみの稼働であることを考慮し、セキュリティに配慮すること。
- ウ 保健センター機能と市役所機能における執務エリアは個人情報保管されていることに配慮すること。
- エ 本施設は、電気設備機器をはじめ、ネットワークや防犯機能など、本庁舎と一体的に管理することに配慮した計画とすること。
- オ 環境に配慮した建物とし、ZEB READY相当の認証取得を目指す。省エネ設備の導入等により、温室効果ガス排出削減に資するものとし、将来の修繕や更新費用を含む維持管理費用の低減を目指す。

#### (2) 配置計画

- ア 建物は、南庁舎を解体の上、本庁舎の南側に配置する。なお、南庁舎の杭は撤去を原則とするが、不可能な場合は残置とし、建設の際は留意すること。また、杭を残置する場合は必ず記録に残すこと。
- イ 東西に長い計画エリアの特性、本庁舎からの動線、市役所敷地南側のあいち尾東農業協同組合からの動線、歩行者、自転車、自動車等の動線を十分考慮した建物配置とする。
- ウ 敷地内は車等の往来など安全性に配慮し、乗入れは既存の箇所を流用する。
- エ 建物周辺には、歩行が困難な方など社会的弱者に対する専用の駐車区画を配置し、本庁舎への動線を含め、雨に濡れずに施設に入ることができる配慮をする。
- オ 敷地確定測量の結果を踏まえ、必要に応じて、樹木の伐採、花壇の解体、擁壁の設置を検討する。
- カ 本庁舎南側には、本庁舎の污水管が埋設(西側道路の本管に接続)されており、また南西角の引込柱より本庁舎(地下機械室)へ電気設備幹線が埋設されているため、配置にあたっては配慮する。
- キ 計画エリア内にある浄化槽及びポンプ室は、撤去する。撤去にあたっては、各所管庁と協議する。
- ク 延焼ラインにより本庁舎の改修が必要な場合は、本工事の対象とする。
- ケ 子どもの階段エリアへの進入による転落に配慮すること。

#### (3) 施設内容(諸室計画と計画要件)

ア 必要諸室や計画要件等については、添付1「施設内容 諸室計画と計画要件」に示すとおりであり、提案にあたってはこれを目安にすること。

イ 添付1「施設内容 諸室計画と計画要件」の諸室や面積等、記載が無いものは、受注者が必要と判断する諸室や面積等について適宜設定すること。特定の内容を記載している場合においても、設計業務段階において協議により市がこれと同等と認める方法などを採用することができるものとする。

#### (4) 仕上計画

ア 仕上計画に当たっては、周辺環境との調和を図り、ライフサイクルコストの削減に努めるとともに、維持管理についても留意し、清掃・管理のしやすい施設となるように配慮する。

イ 使用する材料は、シックハウス対策として揮発性有機化合物を含まない材料（JIS・JAS規格の「F☆☆☆☆（エフフォースター）」）を採用するとともに、建設時・改修時及び取壊し時における環境汚染防止に配慮したものとする。

ウ 使用材料は、経年劣化が少なく、耐久性の高いものとし、かつ、ライフサイクルコストを抑えた計画とする。

エ 外部仕上げについては、周辺環境と調和した仕上計画とし、違和感のない清潔感のあるものとする。また、使用材料や断熱方法等、工法を検討し、表面結露、内部結露を発生させないように、経年劣化が少なく、耐久性及び断熱効果の高いものとする。

オ 周辺への配慮として、反射などによる光害をできる限り抑えた計画とする。

カ 内部仕上げについては、添付1「施設内容 諸室計画と計画要件」を参照し、具体的に記載されていない諸室については、機能・用途に応じて必要な仕上げを行うものとする。また、長寿命で安全性、耐久性に優れ、かつ清掃、補修及び点検がしやすく、維持管理に配慮した材料、工法を選定すること。

キ 各階の窓には網戸を設置する。なお、児童の落下防止や不審者等の侵入防止のため、各階の窓は開口制限を設けるなど安全対策を講じる。

ク プライバシーの確保が必要となる諸室について、遮音性を有する仕上げとする。

ケ 内装仕上げは、危険な凹凸を避けるなど、市民の安全性に配慮すること。特に、児童等に対しては、十分留意すること。

コ ガラスや手すり等を設置する場合は、飛散防止等安全面を考慮すること。

サ 壁や間仕切りなどの表面材は、吸音性が高く、衝突で破損しにくい材料を選定すること。

シ 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮すること。

ス 間仕切り壁は、将来のニーズの変化に対応するため、必要に応じてLGS下地ではなく、スチールパーテーションとする。

セ 各種建具は、各室の使用状況に応じた性能を有することとし、数量、開口部の寸法、開き勝手などの仕様は、使用目的、安全性、条件を考慮し選定すること。

- ソ 施設（執務エリア以外）の床仕上げは、未就学児等の転倒に対する配慮をすること。  
また、建具の指詰め防止対策を講じるとともに、できる限り角を削るなど、安全面に配慮する。
- タ 壁面収納など、可能な限り収納スペースを設置すること。

## （５）施錠方針

各諸室の施錠について、屋外との出入口、各機能エリアの出入口等に電気錠を設置することとし、その他、マスターキーグループリング、個別錠等、設計段階において発注者と詳細に打合せを行い決定すること。

## 2 構造計画

### （１）基本方針

- ① 災害発生時には、施設利用者の安全及び収容物の保全が図れる構造とすること。
- ② 施設については2階建て、重量鉄骨造を原則とする。
- ③ 安全性や施設内のフレキシビリティに配慮しつつ、経済性に優れた構造計画とすること。

### （２）耐震性能

- ① 「官庁施設の総合耐震計画基準」及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に準拠し、耐震安全性の分類は、構造体はⅡ類、重要度係数は1.25、建築非構造部材のA類、建築設備は甲類とする。

### （３）下部構造

- ① 下部構造については、耐震安全性を確保し、基礎構造の損傷や鉛直方向の耐力低下により、上部構造の機能確保に有害な影響を与えないものとする。
- ② 建築物の基礎は、建物の構造、規模、周辺の状況などを考慮のうえ、不同沈下などの障害を発生させない安全な構造とすること。
- ③ 貸出資料のアスベスト調査業務報告書を参考に、構造検討を行い、地盤改良等の工事を受注者の負担にて行うこと。

## 3 設備計画

### （１）一般事項

- ① 添付1「施設内容 諸室計画と計画要件」に基づき、各諸室に求める電気設備及び機械設備を設置する。
- ② 省エネルギー、省資源、ランニングコストの抑制を考慮した設備とする。
- ③ 環境に配慮した機器・材料等を積極的に採用する。

- ④ 地球環境及び周辺環境に配慮した計画とする。
- ⑤ 機器の更新性、メンテナンス性を考慮したものとする。
- ⑥ 室内の間仕切りの移動、設備機器・配管等の機能の劣化、更新等の様々な状況の変化・進展に対して柔軟に対応できるよう、設備機器・配管等を集約して設置するなど、建物全体にわたり、改修・改善が容易なものとする。
- ⑦ 配管スペースについては、構造体や建具等、配管の周囲を改修することなく、配管の点検、更新が行えるよう配慮する。
- ⑧ 設備機器、電気機器については更新の時期が早いので、機器取替えに配慮する。
- ⑨ 盤（分電盤、動力盤等）、機器の設置箇所は、建物内観・外観を損ねないよう配慮する。
- ⑩ 見え掛かり部は、形状、材質、色彩等意匠性に配慮したものとする。
- ⑪ コンセント、スイッチ等は、室内レイアウトを想定し、使い勝手のよい配置とする。
- ⑫ 連続振動や衝撃振動、床衝撃音等により人に心理的不安や生理的不快感を与えないよう配慮する。
- ⑬ 天井設置機器や器具などは、落下防止措置及び耐震措置を行うこと。
- ⑭ 消防、空調、緊急通報等については、本庁舎（3階）において非常事態の確認が可能であること。
- ⑮ 将来の拡張等に備え、本庁舎との連絡において複数の空配管を用意しておくこと。

## **(2) 電気設備**

### **ア 受変電設備**

- ① 受変電設備の容量は、庁舎運営に支障をきたさないよう、本庁舎の容量と併せて負荷を適切に把握し、需要率を十分に検討したうえで計画・改修する。
- ② 建設施設までの配管配線は本体工事対象とする。
- ③ キュービクル式配電盤とし、設置場所（屋内又は屋外）は、施設の運営に支障がないように、安全性と利便性を考慮して計画する。
- ④ 周囲には必要な高さの施錠可能な防護柵を設ける等の安全対策を講じる。

### **イ 照明設備**

- ① 照明器具は、原則としてLED器具とする。
- ② 設置場所の特性により、人感センサー、昼光センサー、初期補正、スケジュール制御の採用を検討し省エネルギー化を図る。
- ③ 共用部の照明は、リモコンスイッチを採用し、一括管理が可能な方式とする。
- ④ 各部の照明は、系統分けを行い、窓側と廊下側など部分点灯ができる仕様とする。
- ⑤ 各室の照度は、J I S基準の必要照度を確保し、室用途に合わせた光源、色温度、照度を採用する。

## ウ コンセント設備

- ① コンセントは、諸室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に配置する。
- ② O A機器が多数配置される執務エリアは、フリーアクセスフロアを採用する。
- ③ 執務エリアのカウンターには、閲覧用パソコンなどが設置できるよう、コンセントを設けること。
- ④ 必要に応じて、コンセントの位置・高さに配慮するとともに、カバー付きコンセントの採用やエリアブレイカーの設置など事故防止に配慮する。
- ⑤ 安全性を考慮し、必要部分には漏電遮断器を介した回路にコンセントを設置する。
- ⑥ 災害時対応のため、E V車等から給電できるコンセントを施設内に設置する。

## エ 動力設備

- ① 空気調和設備、給排水衛生設備、防火設備、エレベーター、厨房機器などに三相3線式、200V、60Hzを供給する。
- ② 機器から見える位置に手元開閉器を設置するなどメンテナンス時の安全性に配慮する。

## オ エレベーター設備

- ① 原則2台設置し、うち1台は大型荷物の搬入や緊急時のストレッチャー搬送での利用も想定するエレベーターを設置する。
- ② 建築計画に応じて積載量を設定した上で、適切な定員、速度を選定する。
- ③ 緊急連絡用インターホンを設置する。

## カ 電力幹線設備

- ① 幹線はメンテナンス性に配慮した経路とし、ケーブルラックにより配線する。
- ② メンテナンス性、利用目的に合わせた分電盤の配置とする。
- ③ 分電盤は、高温多湿の場所を避け、保守点検が容易な場所に配置し、幹線及び分岐の配線を行うことが容易で、かつ保全性及び拡張性を考慮すること。

## キ 構内交換設備

- ① 電話交換機及び必要な機器（本工事対象外）を考慮し、配管配線を行う。

## ク 構内情報通信網設備

- ① 情報系の配管配線を行う。
- ② 将来の機能拡充を踏まえた十分な容量とする。
- ③ サーバースペースは将来の機器更新に配慮した十分なスペースを確保する。

- ④ 業務用ネットワークを設置できるよう必要な配管等を設置する。
- ⑤ 業務用ネットワークとは別に、インターネット（無線LAN）を設置する。

#### ケ 拡声設備

- ① 館内放送用（チャイム、呼出など）に放送設備を設置する。
- ② スピーカーは天井埋込型とする。
- ③ 業務用非常放送兼用アンプを設置し、各室・廊下等へ非常放送を行う。
- ④ 本庁舎との連携に配慮するとともに、庁舎運営に支障をきたさないよう適切な増幅器容量とすること。なお、本庁舎との連携工事は本工事の対象とする。

#### コ テレビ共同受信設備

- ① 情報収集を目的として、テレビ共聴設備を設置する。
- ② 受信はアンテナ方式又は有線方式とし、地上デジタル・BS/CSデジタルを受信する。

#### サ 自動火災報知設備

- ① 消防法に基づき、所轄消防署と協議のうえ、適合する設備を設けること。

#### シ 防犯入退出設備

- ① 本庁舎との連携を考慮し、安全面を確保すること。本工事対象は、構内配管配線とし、機器類（例：センサー）は対象外とする。

### (3) 機械設備

#### ア 給水設備

- ① 給水方式は、受水槽＋加圧給水ポンプ方式、直結直圧方式、直結増圧方式を水圧や災害時の対応を含めて比較検討し、衛生的かつ合理的で、経済性に優れた最適な計画とすること。
- ② 庁舎運営に支障をきたさないよう、本庁舎の使用水容量と併せて適切に把握し、需要率を十分に検討したうえで計画すること。
- ③ 上水道の引込口径の変更及び公桝に至るまでの既存桝の深さに変更が生じる場合は、本工事対象とする。

#### イ 排水設備（汚水・雑排水）

- ① 敷地内の污水管200φに排水する。
- ② 屋内は分流式（汚水・雑入道）とし自然流下で排水する。
- ③ 屋外は合流式（汚水・雑排水）とし、雨水は分流式とする。
- ④ 調理室からの排水はグリストラップを経由して排水する。

- ⑤ 既存桝との接続は、勾配を考慮して行い、適切に排水できるよう行うこと。
- ⑥ 保守及び更新のし易さを考慮し、1階については原則ピット配管とすること。

#### ウ 衛生器具設備

- ① 節水型器具とし、飛沫が少なく、周辺の汚れを防止できる器具を選定する。
- ② 大便器は全て洋式便器とし、温水洗浄機能付き便座とする。
- ③ 小便器は壁掛け低リップ形の自動センサー洗浄式とする。
- ④ トイレ等の手洗いはセンサー式水栓及びハンドドライヤーとする。
- ⑤ 利用者等を考慮し、適切な数量を設置すること。

#### エ 消火設備

- ① 消防法等関係法令に応じて消火設備を設置する。
- ② 消火器、屋内消火栓等を設置する。

#### オ 空調設備

- ① 空冷式ヒートポンプパッケージエアコンによる個別空調方式を基本とする。
- ② 熱源の選定（電気又はガス）については、エネルギー消費効率やライフサイクルコスト、災害時の運用等を比較検討し、最適なものを選定する。
- ③ 機器の選定に当たっては、用途、規模、熱負荷傾向、運転時間等を考慮すること。
- ④ 熱負荷特性に合わせた空調ゾーニングとする。なお、ゾーニングに関しては、温湿度条件、使用時間帯、用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮すること。
- ⑤ 各室に個別リモコンを設置し、適宜、設備の運転・停止及び調節を行うことができるようする。
- ⑥ 一括運転管理ができるように、管理エリアに集中リモコンを設置する。

#### カ 換気設備

- ① 各室の換気目的に応じた換気方式、換気量とし、建築物全体の風量バランスを考慮して、空気調和設備と調和のとれたものとする。
- ② 省エネルギーに配慮し、適宜、全熱交換器、外調機を設置する。
- ③ 24時間換気が必要となる室には専用スイッチを設置する。
- ④ 汚物処理等、臭いの発生源となる部分は局所換気とする。
- ⑤ トイレの換気扇スイッチは、人感センサー付きとする。

### 4 その他の計画

#### (1) ユニバーサルデザイン計画

出入口、廊下等、階段、エレベーター、トイレ、敷地内通路においては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）、愛知県人にや

さしい街づくりの推進に関する条例に基づき、適切に計画すること。手すり、サインにおいても同様とする。なお、視認性が低い部分は、衝突防止策（ライン、マークなど）を講じること。

## **（２）環境配慮計画**

必要に応じて、自然エネルギーの活用、断熱・気密性の向上、省エネ機器の採用を検討した上で、コスト等に配慮し、特別な技術を用いず「ZEB Ready」を目指し、できる限りエネルギー消費量を削減する計画とする。

### 第3 業務実施及び工事施工に係る要求水準

#### 1 共通的事項

##### (1) 適用法令等

本事業の実施に当たっては、業務等に関連する法令、関連施行令、施行規則、条例、規則、要綱等を遵守すること。

##### (2) 適用基準等

- 建築設計基準及び同解説（建設省大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築構造設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築設備計画基準（建設省大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築設備設計基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 構内舗装・排水設計基準及び同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 電気設備工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 機械設備工事監理指針（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築工事標準詳細図（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- 敷地調査共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- 建築設備設計基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 公共建築工事積算基準（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事、設備工事）
- 官庁施設の総合耐震計画基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 建築工事事務の手引き
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
- 建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）（建設省経建発第1号）

- 建設副産物適正処理推進要綱（建設省経建発第3号）
- 道路の移動円滑化整備ガイドライン
- 日本建築センター各種指針
- 日本建築学会各種規準
- 愛知県環境基本条例
- 愛知県建築基準条例
- 愛知県建築基準法施工細則
- 愛知県建築工事品質管理要領（資材編）
- 愛知県建築工事品質管理要領（施工編）
- 愛知県及び日進市地域防災計画
- その他関連要綱・各種基準等

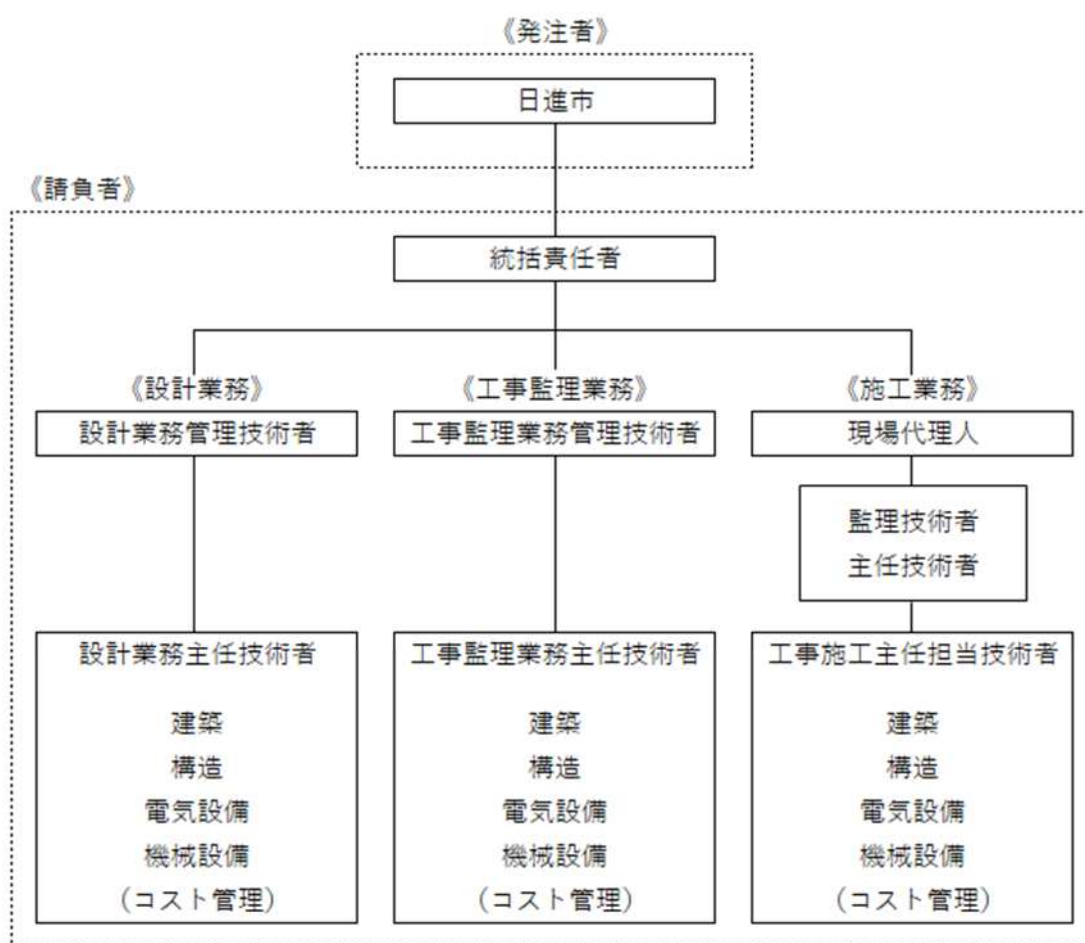
### **（3）監督員等の指示**

発注者が本事業の履行を監督するものとして定めた職員（以下「監督員等」という。）の指示に従い、円滑に業務を遂行すること。監督員等は、「請負者の統括責任者に対する指示、承諾又は協議」「設計図等の承諾」「要求水準及び技術提案、実施設計図書等に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾」「要求水準及び技術提案、実施設計図書等に基づく工程表の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）」とする。

### **（4）実施体制と役割**

#### **ア 実施体制**

設計業務、工事監理業務、施工業務の実施体制は以下のとおりとする。



- ① 統括責任者と設計業務管理技術者は兼任することができる。
- ② 統括責任者と現場代理人は兼任することができる。
- ③ 設計業務管理技術者と工事監理業務管理技術者、現場代理人と監理技術者についてはそれぞれ兼任することができる。
- ④ その他詳細は、契約約款による。

## イ 発注者等との役割分担

発注者、請負者との役割分担は、添付2「設計段階役割分担表」及び添付3「施工段階役割分担表」を原則とする。その他詳細は、契約約款による。

- ① 関係官公署等届出手続に必要な費用は請負者の負担とし、関係官公署等と協議等を行った場合は、協議記録を作成し、速やかに監督員等に提出すること。
- ② 請負者は、監督職員等と打合せを行った場合は、その都度、打合せ記録を作成し、速やかに監督員等の確認を受けること。
- ③ 発注者は、要求水準書等及び技術提案に示した内容に適合しているか否かについて、定期的な確認を行う。そのうえで、施工状況の確認を行い、その結果、要求した性能に適合しない場合には改善を求めることができる。定期的な確認のための段

階確認表を予め作成すること。

- ④ 請負者は、契約締結後、業務着手から事業完了までの全予定工程表を発注者に提出すること。提出した予定工程表を変更する必要がある場合は、監督員等に報告するとともに、本事業に支障がないよう適切な措置を講じること。
- ⑤ 必要があれば、工事施工中においても、検査職員による部分完成検査又は出来高検査を受けること。
- ⑥ 請負者は、完成検査又は部分完成検査に合格したときは、速やかに工事目的物を引き渡さなければならない。なお、すべての整備事業完了後も、1年間は発注者の求めに応じ、建物の各設備などの調整を行うこと。

## 2 設計業務に関する要求水準

### (1) 対象業務

本要求水準「第1 5 本事業の業務範囲 (1) 業務内容」に示す工事に係る設計業務、事前調査及び申請業務等を行うこと。

#### ア 基本設計

要求水準等及び技術提案書を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して、成果図書を作成するために必要な業務を行う。

- ① 請負者は、業務契約締結後、設計・施工上の必要な、事前調査業務等を行う。なお、本庁舎の利用状況を調査の上、法的規制内容やインフラ整備状況を含め、関係機関及び各管理者に適宜確認を行いながら事前調査を行うこと。
- ② 関連する法令、制度及び制約条件を調査し、必要に応じて所管の行政庁等からの情報収集や行政庁との協議、調整を行い、設計業務に反映させること。
- ③ その他基本設計業務内容については、添付2「設計段階役割分担表」による。
- ④ 基本設計業務成果品については、添付4「基本設計業務に係る成果品」による。

#### イ 実施設計

設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として成果図書を作成するために必要な業務を行う。

- ① 設計業務内容については、添付2「設計段階役割分担表」による。
- ② 実施設計業務成果品については、添付5「実施設計業務に係る成果品」による。  
なお、実施設計業務を行うに当たっては、基本設計の内容を基に具体的検討を行うこと。

#### ウ 環境整備（施設周囲外構・植栽）の設計

要求水準等及び技術提案書を設計条件として整理した上で、外構及び植栽の平面と空間の構成、各部の寸法や面積、外構として備えるべき機能、性能、主な使用材料等を検討し、それらを総合して、成果図書を作成するために必要な業務を行う。

① 請負者は、業務契約締結後、設計・施工上の必要な、事前調査業務等を行う。

### 3 工事監理業務に関する要求水準

#### (1) 対象業務

本要求水準「第1 5 本事業の業務範囲 (1) 業務内容」に示す工事に係る工事監理業務を、設計図書を基に行うこと。

##### ア 工事監理業務

工事監理業務は、設計の内容が工事施工に反映されていることの確認、契約工期に基づく予定工程管理、設計品質を実現する品質管理、必要な設計変更内容の工事への反映をするとともに、監督員等、実施設計者、工事施工者等との連絡調整を行い、発注者の事業の目的や要望を実現することを目的として工事監理業務を行う。

① 業務内容は、法定の工事監理業務、令和6年国土交通省告示第8号の工事監理業務及び契約に定めた工事監理業務とする。

② 工事監理業務管理者は、工事監理状況を「工事監理報告書(月報)」により、毎月末締めでの進捗状況等をすみやかに監督職員へ報告し、必要に応じて随時の報告も行うこと。

③ その他工事監理業務内容については、添付3「施工段階役割分担表」による。

④ 工事監理業務成果品については、添付6「工事監理業務に係る成果品」による。

### 4 施工業務に関する要求水準

#### (1) 対象業務

本要求水準「第1 5 本事業の業務範囲 (1) 業務内容」に示す工事に係る工事業務は、設計図書を基に行うこと。

##### ア 建設工事

工事施工は、実施設計図書を具現化するに当たり、発注者の要求を適正に施工に反映した品質の施設を、安全に工期内で完成・引渡しするよう工事管理し、不具合がなく発注者の満足度の高いものを実現することを目的として施工業務を行う。

① 請負者は、適用法令、適用基準等を遵守し、要求水準及び技術提案書並びに実施設計業務にて作成した実施設計図書に従って、前出の業務内容、スケジュール等のおり工事施工を実施し、所定の検査等を受け引渡しを行うこと。

② 請負者は、工程などについて協議検討するため、原則毎週1回以上、監督職員等、その他の関係者の立会いのもと工程会議を主催すること。

③ 施工業務内容については、添付3「施工段階役割分担表」による。

- ④ 施工業務成果品については、添付7「施工業務に係る成果品」による。

## (2) 施工業務の留意事項

### ア 一般的事項

- ① 工事中の仮設物による電波障害対策工事が必要となった場合は、請負者の責任において速やかに実施すること。
- ② 本事業の整備において必要となった電柱・ケーブル等の移設協議及び手続を実施すること。これに伴う移設費は、請負者の負担とする。
- ③ 本事業の整備に支障となるため一時的に撤去したものは、請負者の責任において復旧すること。
- ④ 発注者は、必要と認めた場合は実施設計の変更を行うことができるものとする。この場合に必要となる各種申請業務については、請負者が行うものとする。また、各種申請等に必要な手数料は、請負者負担とする。

### イ 非構造部材の耐震対策

- ① 大地震時においても安全な施設空間や避難経路を確保するために、天井材等の内装材、外装材、照明器具、家具等の非構造部材の破損・脱落・転倒について、必要な対策を講ずること。

### ウ 施工段階における各種申請業務

- ① 工事实績情報サービス（CORINS）に基づき「工事カルテ」を作成し、発注者の確認を受けた後、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）に登録申請を行うこと。
- ② その他施工段階における関係機関への届出手続等は、請負者が行うこと。
- ③ 上記における申請料は、請負者の負担とする。

### エ 写真撮影

- ① 工事写真の撮影は、最新版の「工事写真の撮り方（建築編）（建築設備編）」（一般社団法人公共建築協会）に準ずるものとし、撮影箇所・提出方法等については、監督職員等と協議し決定すること。
- ② 事業用地全体の定点（4点以上）・定期撮影を実施すること。撮影箇所・提出方法等については、監督職員等と協議し決定すること。

### オ 工程計画

- ① 請負者は、実施設計完了届提出後速やかに、工事着手届（建設工事）及び建設業務工程表、その他必要な書類を発注者に提出するとともに、速やかに工事施工に着手すること。

- ② (仮称)次世代交流センターの建設を完成し、建築基準法第18条第17項に規定する検査を受け、検査済証を取得すること。検査職員による完成検査に合格した後に、引渡しを行うこと。

#### カ 書類の提出・常備

請負者は、添付8「請負者が提出する書類」に掲げる書類のうち、工事施工に係る書類を工事着手前の適切な時期に監督職員等に提出し、承諾を得ること。提出時期については、監督職員等の指示に従うこと。

#### キ 進捗状況の報告と確認への対応

請負者は、工事の進捗状況を毎月報告(工事進捗報告書(月報))するほか、発注者が要請したときは、施工の説明や報告を行うこと。

#### ク 施工中、完成時、引渡し時・事業完了時

- ① 請負者は、施工中、完成時、引渡し時、事業完了時には、別紙に示す施工記録などを整備し、監督職員等の確認を受けること。書類の提出や電子納品については、監督職員等に確認して提出すること。
- ② 請負者は、各種試運転確認や完成自主検査、監理者検査を行った上で、監督職員等による下検査を受けることとし、各種測定、竣工写真撮影等を終えて、滞りなく引渡しを終えること。
- ③ 請負者は、前述の各種試運転とは別に、発注者が指定する施設管理者等あてに各種機器・器具の取扱い説明を行うこと。

#### ケ 契約不適合に関する点検

- ① 請負者は、引渡しの1年経過時点、2年経過時点で、発注者の立会いのもとで、引渡し施設の点検を実施すること。点検の時期・方法・内容等の詳細は、工事目的物の引渡しまでに発注者の承諾を得ること。
- ② 点検の結果、施工上の契約不適合が確認された場合、請負者の責任及び費用により、当該不適合箇所を補修すること。

### (3) 事前調査

#### ア 近隣家屋調査

- ① 請負者は必要な範囲において本事業に伴う近隣建物等の損害等に係る調査を実施すること。請負者は工事着手前及び工事完了後に近隣家屋調査を実施し、調査報告書を提出すること。
- ② 工事完了後の近隣家屋調査において、工事に起因する破損等が認められた場合は発注者に報告のうえ、現況復旧に努める等適切に対応すること。

#### (4) 近隣への配慮

- ア 工事着手に際し、近隣関係者へ説明を実施すること。監督職員等の指示に従い資料作成や設営等に協力すること。
- イ 近隣関係者より説明会の開催要望が出た場合は、これに対応すること。また、説明及び説明会に係る費用は請負者の負担とする。
- ウ 工事施工に起因して発生が予想される騒音、振動、悪臭、光害、電波障害、粉塵の発生、交通渋滞、その他工事により近隣住民の生活環境が受ける影響を検討し、影響を受ける範囲（影響を受ける範囲は監督職員等と協議して定める。）について十分に配慮すること。（必要に応じて、事前にポスティングや掲示、回覧等を用いて工事の予定や環境への影響について周知させること。）
- エ 施工方法、工程計画は、近隣及び工事に際し影響がある関係者に対して事前に周知すること。
- オ 施工中の近隣対応を適切に行い、その内容及び結果を速やかに監督職員等に報告すること。なお、近隣対応に係る費用は、原則として請負者の負担とする。
- カ 近隣への対応は、近隣からの連絡窓口となる担当者を請負者側で一本化し、工事の着手から完成まで対応すること。窓口担当者は、近隣対応専任である必要はなく、また複数名で行うことを可とする。

#### (5) 保険等への加入

契約約款に基づき、工事の保険、労災法定外保険等、建設業退職金共済制度等に加入すること。

#### (6) 緊急時の対応

本工事において破損、火災、事故等が発生し、緊急に対処する必要性が生じた場合には、直ちに適切な措置を講じるとともに、関係機関と連絡・調整を行い、速やかに、市に連絡すること。

#### (7) 安全の確保

- ア 業務の実施にあたっては安全を最優先し、危険防止のために必要な措置を講じること。
- イ 危険を伴う作業においては必要な安全措置を講じ、事故防止に努めること。
- ウ 業務に使用する建設機械・設備・機器等については、事前に十分な点検・整備を行い、安全を確認すること。
- エ 市民が利用する市役所敷地内の工事であることを念頭に置き、警備員（ガードマン）を配置する等、安全確保を図ること。警備員の費用は 請負者の負担とする
- オ 作業場の内外を問わず、本事業に伴う危険、騒音、火災、風水害等については、関

- 係法令に従って遺漏のないよう養生し、看板、案内板等の対策を講じること。
- カ 騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下、道路損傷、交通渋滞などにより近隣の生活環境に悪影響を及ぼすことのないよう、各種法令を遵守し、施工にあたること。
- キ 作業時間は、市役所及び近隣へ配慮すること。市役所行事等の都合により、作業の休止を指示する場合がある。
- ク 工事中の安全を確保するため、工事用車両の出入り、現場事務所の設置位置と作業員の動線などを検討し、予め仮設計画図として提案すること。
- ケ 工事期間中、市役所における平日の通常業務及び休日窓口業務の妨げとならないよう業務にあたること。なお、本庁舎南玄関は常時開放するものとする。

#### **(8) 南海トラフ地震に対する対応**

工事期間中、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、請負者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物等及び仮設物に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うこと。

#### **(9) 変更契約業務に係る資料作成の支援**

請負者は、発注者が実施する本工事についての変更契約の手續に伴う資料作成等（議会への資料等を含む。）に関して支援すること。

#### **(10) 費用に関する特記事項**

ア 本工事の工事着手から引渡しまでの工事範囲部分の電気、上下水道、ガス及び通信等の使用料金（基本料金を含む。）、並びにそれらの引込申請料は、全て請負者の負担とする。なお、発注者と協議の上、了承が得られれば、副メーターを設置することができる。

イ 公租公課が発生した場合は全て請負者の負担とする。

ウ 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については、契約約款による。なお、基準日は原則契約締結日とするが、状況に応じて協議の上、決定するものとする。

#### **(11) 工事区域内の管理**

ア 工事期間内は美観確保のため、適宜工事区域内の清掃等を行い、区域内を良好に維持管理するとともに周辺地域の環境保全に努めること。

イ 市役所敷地内においても配慮すること。

#### **(12) 検査及び監査等への協力**

請負者は、本工事に関する発注者への監査（内部も含む。）、会計検査等が実施される場合には、工事完了後も含めて、資料作成、指摘事項への対応等協力すること。

### （13）防水等の保証期間

屋根、外壁、屋上防水等の保証期間は工事目的物の引き渡しから最低10年間とする。

### （14）建設副産物の処理等

発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」（以下「リサイクルガイドライン」という。）に基づき、適正に処理する。

### （15）建設発生土の処理等

建設発生土の処理に関しては、リサイクルガイドライン及び関係法令等に基づき、適切に処理することとし、事前に監督職員の承諾を得ること。

## 5 その他業務

### （1）関連業務との連絡調整

請負者は、本事業の期間中に、発注者が別途発注する関連業務について、連絡調整を行い、本事業及び関連業務が円滑に進むように努めること。

### （2）資料等の作成

ア 請負者は、発注者が市民等に向けて本事業の内容に関する説明を行う場合、監督職員等の要請に応じて説明用資料を作成するとともに、説明に協力するものとする。

- ・透視図
- ・工事進捗写真（ビデオ動画など含む。）
- ・工事パンフレット
- ・その他監督職員等が必要と認める説明に必要な資料（動画など）

イ 請負者は、供用開始後の施設運用方法及び維持管理方法について監督職員等と協議し、維持管理に必要な資料として、以下の資料を作成すること。

- ・設備機器類の簡易取扱説明書
- ・長期修繕計画書
- ・エネルギー使用量予測書
- ・総合維持管理業務仕様書
- ・その他監督職員等が必要と認める維持管理に必要な資料

ウ 請負者は、発注者が行う交付金の手続きにおいて、必要となる情報を提供し、資料作成に協力すること。